

- れた区域
 Aの地点 丸島漁港 燈台（北緯32度13分01秒、東経130度23分04秒）から158度23分03秒 316.100メートルの地点
 Bの地点 Aの地点から99度49分50秒 90.249メートルの地点
 Cの地点 Bの地点から64度48分46秒 184.766メートルの地点
 Dの地点 Cの地点から171度58分40秒 73.732メートルの地点
 Eの地点 Dの地点から245度36分50秒 182.221メートルの地点
 Fの地点 Eの地点から279度28分27秒 111.413メートルの地点

(3) 面積
 19,475.44 平方メートル

- 4 埋立地の用途
 漁港施設用地
 5 関係書類の縦覧場所
 熊本県林務水産部漁港課及び水俣市農林水産課
 6 縦覧期間
 告示の日から起算して3週間

熊本県告示第1055号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成15年10月14日付けで専決した平成15年度熊本県一般会計補正予算（第3号）の要領は、次のとおりである。

平成15年10月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

専第19号

平成15年度熊本県一般会計補正予算（第3号）
 平成15年度熊本県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,330,699千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ774,604,500千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成15年10月14日専決

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		144,042,801	1,330,699	145,373,500
	1 国庫委託金	1,228,414	1,330,699	2,559,113
歳 入	合 計	773,273,801	1,330,699	774,604,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		36,468,795	1,330,699	37,799,494
	1 選挙費	1,850,560	1,330,699	3,181,259
歳 出	合 計	773,273,801	1,330,699	774,604,500

熊本県告示第1056号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成15年10月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
指定居宅介護支援事業所 フェリー チェ 菊池郡菊陽町大字津久礼字花立 4285-1	医療法人フェリーチェ	平成15年10月16日